

印西市通学区域審議会委員名簿

番号	基準	氏名	役職
1	1号委員	吉田 清	小中学校長代表 (小林中学校長)
2	1号委員	小島 洋子	小中学校長代表 (西の原小学校長)
3	1号委員	齊藤 秀樹	小中学校長代表 (原小学校長)
4	2号委員	加藤 多恵	小中学校保護者代表 (西の原小学校保護者)
5	2号委員	堤 直美	小中学校保護者代表 (原小学校保護者)
6	2号委員	菅賀 美代子	小中学校保護者代表 (西の原中学校保護者)
7	3号委員	川嶋 知道	知識経験者 (元小学校長)
8	3号委員	穴澤 義典	知識経験者 (元小学校長)
9	3号委員	秦 友樹	知識経験者 (青少年相談員)

○印西市通学区域審議会設置条例

昭和58年3月15日条例第2号

改正

平成8年3月26日条例第5号

平成20年12月25日条例第38号

印西市通学区域審議会設置条例

(設置)

第1条 印西市立小学校及び中学校（以下「公立学校」という。）の通学区域の適正化を図るため、教育委員会の附属機関として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、印西市通学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、公立学校の通学区域について調査及び審議し、その結果を教育委員会に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、必要な都度教育委員会が委嘱する。

- (1) 公立学校長代表 3人以内
- (2) 公立学校保護者代表 3人以内
- (3) 知識経験を有する者 4人以内

2 委員は、当該諮問にかかる答申が終了したときは、解任されるものとする。

(会長等)

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月26日条例第5号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月25日条例第38号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。



印西教学第441号

印西市通学区域審議会 様

印西市立小学校及び中学校の通学区域について（諮問）  
このことについて、印西市通学区域審議会設置条例第2条の規定により諮問  
します。

平成26年12月10日

印西市教育委員会



記

西の原小学校、原小学校及び（仮称）21住区小学校に係る草深地区の一部の通学区域について、次のように諮問する。

1 諒問の表題

西の原小学校、原小学校及び（仮称）21住区小学校に係る草深地区の一部の通学区域の指定について

2 諒問の理由

今回の諮問は、原小学校の児童数増加及び（仮称）21住区小学校開校に伴い、草深地区の一部通学区域指定の見直しの必要が生じたため。

## (1) 草深地区の一部の通学区域の指定について

### ① 草深石動台及び草深地国台地区について

#### ア 地区の現状

- ・石動台、地国台地区は、牧の原小学校の開校に伴い、原小学校の飛び地となる。
- ・今後ミニ開発が進むと児童数の増加が見込まれる。

#### イ 地区の子どもの数

注)カッコの数字は学区外申請者数

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計
人 数	0	0	1	0	0	0	1(1)	1	0	3	0	0	5(1)

#### ウ 小学校までの距離

原小		滝野小		牧の原小	
Km	m	Km	m	Km	m
1.4	±200	0.5	±100	1.2	±200

#### エ 小学校の児童数の推移

	H26(12月1日現在)		H27		H28		H29		H30		H31		H32	
	教室数	特別支援室数	児童数	学級数										
原小	24	22(3)	680	22	705	21	729	22	773	24	831	25	842	25
滝野小	21	14(2)	418	14	401	14	391	13	354	12	330	12	316	12
牧の原小	18	/	/	/	48	5	60	6	75	6	86	6	95	6
													101	6

#### 【注意事項】

- (1)普通学級の児童・生徒の推移をみている。ただし、27年度以降の小学生入学者には特別支援の児童数が含まれている。
- (2)学級数は、標準数ではなく、弾力による開設を見込んだ数になっている。

## ② 草深二本松、草深三夜後及び草深十町歩地区について

#### ア 地区の現状

- ・北総線及び国道464号線により、西の原小学校の学区として分断されている。
- ・交通量の多い国道464号を横断しなければならない。

#### イ 地区の子どもの数

注)カッコの数字は学区外申請者数

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計
人 数	2	3	3	2	3	2(1)	4	1	1	3	3	3	15

#### ウ 小学校までの距離

西の原小		牧の原小	
Km	m	Km	m
1.5	±500	1.9	±500

#### エ 小学校の児童数の推移

	H26(12月1日現在)		H27		H28		H29		H30		H31		H32	
	教室数	特別支援室数	児童数	学級数										
西の原小	25	12(2)	368	12	365	12	348	12	337	12	322	12	319	12
牧の原小	18	/	/	/	48	5	60	6	75	6	86	6	95	6

#### 【注意事項】

- (1)普通学級の児童・生徒の推移をみている。ただし、27年度以降の小学生入学者には特別支援の児童数が含まれている。
- (2)学級数は、標準数ではなく、弾力による開設を見込んだ数になっている。

### ③県道千葉NT南環状線南側の草深地区について

#### ア 地区の現状

- ・西の原小学校に近いところも原小学校の学区になっている。
- ・就学前の児童数から、原小学校は平成29年度に25学級となると推測され、教室数が不足する。
- ・今後、草深地区の個人住宅向け小規模開発により児童数の増が見込まれる。

#### イ 地区の子どもの数

(注)カッコの数字は学区外申請者数

年 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計
南環状線南側	16	24	21	36	22	22(5)	26(4)	16	26	18	20	16	122(4)
【駅南地区自治会別】													
草深西の原南(22世帯)	2	1	0	3	1	4	0	0	0	0	0	0	0
草深ふれあい(12世帯)	0	1	0	3	0	1(2)	0(4)	0	0	0	0	0	0(4)
仲の側(18世帯)	4	1	3	4	3	3	3	0	3	0	1	2	9
寺台(16世帯)	0	1	0	0	3	0	0	2	1	3	1	0	7
柏木台(35世帯)	1	0	0	2	2	0	0	3	0	2	2	3	10
草深三春(14世帯)	1	1	2	2	1	2	0	1	1	2	3	2	9
原(116世帯)	8	19	16	22	12	12(3)	23	10	21	11	13	9	87

#### ウ 小学校までの距離

町内会名	原小		西の原小		
	単位:	Km	m	Km	m
草深西の原南	1.3	±50	0.2	±50	
草深ふれあい	1.2	±130	0.5	±130	
仲の側	1.4	±500	1.3	±500	
寺台	1.5	±400	1.9	±400	
柏木台	1.8	±1200	2.1	±1200	
草深三春	0.6	±50	0.8	±50	
原1(右)	0.7	±400	1.4	±400	
原1(左)	0.8	±400	0.6	±400	

#### エ 小学校の児童数の推移

	児童数(特支教実数)		H26(12月1日現在)		H27		H28		H29		H30		H31		H32	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
原 小	24	22(3)	680	22	705	21	729	22	773	24	831	25	842	25	804	23
西の原小	25	12(2)	368	12	365	12	348	12	337	12	322	12	319	12	289	11

#### 【注意事項】

- (1)普通学級の児童・生徒の推移をみている。ただし、27年度以降の小学生入学者には特別支援の児童数が含まれている。
- (2)学級数は、標準数ではなく、弾力による開設を見込んだ数になっている。